

【要望留意事項】

要望される場合は、下記事項にご留意いただき、要望箇所ごとに提出してください。

1 治山事業

- (1) 森林の崩壊等により、住宅や重要な水源流域または学校や道路等の公共施設が被害を受ける恐れがある場合において、治山施設の設置や防災機能が高い森林整備を県が行うものです。
- (2) 事業実施に際しての土地（重機進入路等で使用する隣接地も含む。）は、無償にて使用させていただきます。
なお、治山事業は県が実施するため、事業に係る費用負担はありません。
- (3) 事前に土地所有者の土地使用承諾を別紙様式にて提出をお願いします。
- (4) 工事実施に際して、残土処理場の確保が必須となりますので、残土処理場の土地承諾書の提出をお願いします。
- (5) 継続要望は、直近の年度回答書（管理番号等）を備考欄に記入してください。

※継続要望において、昨年度にお送りした回答書に採択区分 C：「現状では、治山事業での対応が困難な箇所」の記載があるものについては見直しを行っていただき、（1）にあてはまる場合のみ行ってください。

2 林道事業

- (1) 林道開設
 - ①地元建設委員会等の組織を設置し、市との窓口を一本化することができること。
 - ②開設後10年間で当該林道利用区域の面積に対し10%以上の森林施業ができる見込みがあること。
 - ③所有者から無償で土地使用及び立木伐採等の承諾が得られること。
 - ④計画路線内で残土処理場が確保できること。
 - ⑤開設後において当該林道の維持管理組合等の組織を設置することができること。
- (2) 林道改良
 - ①法面保護、排水施設、安全施設等の新設又は改良。
 - ②部分的に林道の勾配、曲線半径、幅員の改良。
 - ③作業ポイント、車廻し等の新設。
 - ④所有者から無償で土地使用及び立木伐採等の承諾が得られること。
 - ⑤路線内等で残土処理場が確保できること。
- (3) 林道舗装
 - ①急勾配区間、路面侵食の著しい区間及び急カーブ区間における舗装。
 - ②国道、県道、市道等公道の間を連絡する路線の舗装。
 - ③集落と農林業用施設（農地、木材加工施設、ほだ場等）を結ぶ路線の舗装。
 - ④沿線に公共施設が配置される路線の舗装。
 - ⑤路線内等で残土処理場が確保できること。

(4) その他

林道事業は、国又は県の補助を受けて実施します。補助を受けるには林道本来の目的である森林施業の計画実施が必要であることや、補助事業の採択基準に該当することが条件となります。これらに該当しない場合には、事業実施が困難ですので、あらかじめご了承ください。

また、林道事業の内容によっては受益者への分担金が発生することがあります。詳しくは森林課へお尋ねください。

3 留意事項

- (1) 林道の維持管理（草刈、側溝浚渫、路面補修等）につきましては、地元のご協力をお願いいたします。
- (2) 地元が維持修繕活動を実施する場合には、必要な砕石、生コンクリート、草刈機等の燃料を、原材料支給いたします。また、側溝の浚渫や路面補修、崩土除去等に使用する重機（バックホウ）の借上げも行いますので、概ね1ヶ月前までに申請書を提出してください。申請書は森林課、鳳来総合支所、作手総合支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。なお、予算の都合によりご希望に添えられない場合もございますので、あらかじめご承知置きください。
- (3) 豊川水源基金等の事業により開設した作業道を、地元で維持管理修繕していただく場合につきましては、原材料支給等の活動支援を行います。
- (4) 緊急を要するものにつきましては、随時、産業振興部森林課へ要望してください。

* ご不明な点がございましたら森林課までお気軽にお問い合わせください。

今後も、間伐等の森林整備にご協力くださいますようお願いいたします。

問合せ先

産業振興部 森林課 林道係

電話 22-9935（直通）

メール ringyou@city.shinshiro.lg.jp